

## 期間徒過後の救済規定に係るガイドラインの改訂について

令和元年 6 月 20 日

特許庁審査業務部

審査業務課

・不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成 31 年 2 月 12 日経済産業省令第 12 号）の施行に伴い、特許法施行規則第 31 条の 2 第 3 項及び第 5 項が削除されたため「1.2(2)出願審査の請求」の参照条文として掲載している「特許法施行規則第 31 条の 2（出願審査請求書の様式等）」の項の改訂を行いました。

・元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和元年 5 月 7 日経済産業省令第 1 号）の施行に伴い、「5.回復理由書及び救済の対象となる手続様式（一部）の記載例」中、元号「平成」を「令和」とする改訂を行いました。

・その他、誤記箇所の訂正を行いました。

<問い合わせ先>

特許庁審査業務部 審査業務課 回復申請担当

電話：03-3581-1101 内線 2615

FAX：03-3580-8016

E-mail：[pa0c50@jpo.go.jp](mailto:pa0c50@jpo.go.jp)

